法教育

法教育センターニュース

No.40

2026年11月16日
第40号

Law-Related Education

発行　神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長　三浦 修



「わかる」から「語れる」へ

日弁連は、法教育を「子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育」と定義しています。この定義に沿って、模擬裁判や出前授業、裁判傍聴など、法や司法の仕組み、そこに込められた価値を伝える取組みが、当会法教育センターにおいても長年積み重ねられてきました。

ただ、法教育の目的を、この定義の実現、すなわち知識や考え方を「身につけてもらう」ことだけに置いてしまうのでは、不十分です。どれほど正確な知識を伝えても、それが単に記憶され、正解として再生されるだけでは、法的なものの見方が本当にその人自身のものになったとは言えないからです。身につけた知識や考え方を自分で咀嚼し、他者の意見にもまれながら、最終的には自分の言葉として組み立て、人に向かって発表する力を養うことまでが法教育の大切な目的だと思います。

法とは、突き詰めれば、異なる価値観や利害を持つ者同士が、共に生きていくために互いの主張を戦わせ、調整し、合意を形づくっていく営みです。そうであれば、その担い手を育てる法教育においては、知識を授けるだけでなく、子どもたち自身に「語らせる」場を用意することが不可欠でしょう。

その意味で、当会法教育センターがこれまで積み重ねてきたディベート企画は、大きな意義を持っていると考えます。中高生が、裁判官・検察官・弁護士といった立場や、賛否いずれかの立場を与えられ、自分の言葉で主張を組み立て、相手の反論にさらされながら、なお粘り強く議論を重ねる。そうした経験を積み重ねてこそ、法的なものの見方は借り物の知識にとどまらず、生徒一人ひとりの血肉となった考え方へと育っていくのだと思います。台本を読み上げるのではなく、自分の頭で考え、自分の言葉で語り、時には劣勢に立たされてもなお論拠を探し続ける。この試行錯誤の過程にこそ、知識を「自分のもの」にしていく法教育の本質があるのではないでしょうか。

子どもたちが、対立する主張の中から解決策を自ら見いだしたという報告に接するたび、私は、教える側の想定を超えて子どもたちが育っていく姿に、深い手応えを感じます。当会としては、こうしたディベート企画を、より多くの学校、より多くの子どもたちに届けられるよう、内容と機会の両面でさらに充実させていきたいと考えています。知識を伝えることにとどまらず、自分の言葉で語る力を育てる法教育を、これからも粘り強く続けてまいります。

第19回 高校生 模擬裁判選手権 関東大会



８月１日(土)、第19回高校生模擬裁判選手権の熱戦の火ぶたが切られました。東京地方裁判所及び弁護士会館（霞が関）で実施された関東大会の出場校は、全10校です。神奈川県からは、法政大学国際高等学校と桐光学園高等学校が出場しました。両校は、５月９日に神奈川県弁護士会館で実施された予選を勝ち抜いた代表校です（なお、予選出場校は過去最多の８校であり、大きな盛り上がりを見せました。）。

高校生模擬裁判選手権では、教材集で示された証拠（証拠物や調書等）に基づいて、出場校が検察側・弁護側のそれぞれの立場から決められた時間内に主張・立証活動を行い、審査員が各参加校の立論及び立証の内容を評価して採点し、その総合得点で勝敗を決することとなります。

今年の本選では、殺人事件の犯人性が問題となるところ、直接証拠はなく、間接事実を丁寧に検討し、推認を重ねた上で裁判官に分かりやすく伝えることが求められました。

また、教材集に記載されている内容だけでは検討の材料が不十分な事案であるため、証人尋問や被告人質問の中で生徒がうまく聞き出すことも重要です。質問事項も多い中、一つひとつの質問に時間をかけすぎると制限時間をオーバーして減点となるおそれがあります。

関東大会では証人テストがないため、当日誰に訊いても答えてもらえるような質問を入念に練り、想定される回答ごとのフローも十分にイメージしておかなければなりません。

当日の試合では、全ての法廷で供述調書の内容と異なる供述が飛び出す場面があり、本大会で高校生に求められる能力の高さにとても驚かされました。

試合のトリである論告・弁論では、各校が工夫を凝らした掲示物を用いて発表を行っていました。ジェスチャーや抑揚も取り入れながら裁判官に訴えかける生徒の真剣な姿は胸に響くものがあります。

事前準備のみならず当日の臨機応変な対応も必要となる難しい試合であったにもかかわらず、法政大学国際高等学校と桐光学園高等学校は果敢に食らいつきました。結果として、法政大学国際高等学校は予選を含めて出場経験者がいないという逆境を乗り越え、その高い柔軟性と表現力を遺憾なく発揮して準優勝を果たし、更に、生徒個人が審査員特別賞を受賞する快挙を達成したのです。そして、桐光学園高等学校は、常に役割にとらわれずに全員が全員をフォローしあう姿勢を貫き、入賞を逃したものの、そのチームワークの良さを高く評価されました。

高校生模擬裁判選手権では、６月に教材集が配布され、以降、生徒間での検討、法曹への質問、そして発表練習等を繰り返し、日々ブラッシュアップしていきます。その中で、同じ教材に向き合い続けるひと夏を共有した仲間や教員、法曹関係者との絆はかけがえのないものとなったはずです。大会当日の朝にセミの鳴き声が響く中行われた日比谷公園での発声練習や、試合中の緊張感、そして試合後の涙や笑顔は、夏のアツい経験として、生徒たちの今後の成長の糧となるのではないでしょうか。

（法教育委員会委員　藤井 美里）

模擬裁判選手権

神奈川県予選



令和８年５月９日(土)、日弁連主催の第19回高校生模擬裁判選手権関東大会の出場校を選抜する神奈川県予選が開催されました。今年は神奈川大学附属高等学校、清泉女学院高等学校、洗足学園高等学校、桐光学園高等学校、法政大学国際高等学校、森村学園高等部、横浜清風高等学校、横浜雙葉高等学校の全８校が出場し、大盛況でした。

参加校は、常連校や久々に参加した学校、初出場校など様々でしたが、学校の先生や先輩から話を聞いて参加を決意した熱意ある生徒たちが集結しました。

各校は、当日配布された傷害被告事件の記録を検討した上で、弁護人の立場で被告人には正当防衛が成立し無罪であるとの弁論を作成し、５分以内の動画を撮影して発表しました。生徒たちは少しでも分かりやすい発表にするために寸劇風の弁論にしたり、制限時間を目一杯使って動画を繰り返し撮り直したりと工夫を凝らしていました。



今年は参加校が多かったため、自校以外に７校の発表を視聴することができ、他の生徒たちがどのような点に着目し、それをどのような構成で弁論に組み込んだのかについては大いに参考になったのではないかと思います。

毎年ながら各校とも接戦でしたが、桐光学園高等学校と法政大学国際高等学校の２校が本選に出場することが決定しました。

惜しくも敗退した生徒たちも自分たちの発表の改善点を積極的に質問するなど、結果だけにとらわれずに今回の経験を次に活かそうとする前向きな姿勢で取り組んでいました。

（法教育委員会委員　成瀬 翠）

模擬裁判選手権

神奈川県交流戦



去る８月１日、日弁連主催の第19回高校生模擬裁判選手権関東大会本選と同日に、当会弁護士会館にて神奈川県交流戦が開催されました。

本選出場を逃した学校にも充実した模擬裁判を体験してほしいとの趣旨から企画されたもので、本選と全く同じ教材を用い、証拠を検討して争点を整理し、証人尋問・被告人質問・論告弁論という刑事裁判と同様の手続を検察官役・弁護人役として経験してもらい、優勝・準優勝を競い合う本格的な試合です。

今年は神奈川大学附属高等学校、清泉女学院高等学校、洗足学園高等学校、森村学園高等部、横浜清風高等学校、横浜雙葉高等学校の全６校が参加しました。

今年のテーマは直接証拠のない「殺人事件」であり、間接事実から犯人性を推認できるかが問われる難問でした。生徒たちは派遣弁護士の支援のもとで入念な準備を重ね、当日の証言に応じた臨機応変な対応力を発揮し、弁護士顔負けの白熱した実演を繰り広げました。



審査員を務めた弁護士からは、高校生離れした実演レベルの高さに対する驚きとともに、温かく実践的な講評が寄せられました。

厳正な審査の結果、横浜雙葉高等学校が優勝、神奈川大学附属高等学校が準優勝に輝きましたが、入賞を逃した各校の熱演も甲乙つけがたい素晴らしいものでした。

仲間や弁護士と共に難問に向き合い試行錯誤した経験は、生徒たちにとってかけがえのない青春の１ページとなり、法や裁判制度への理解を深める貴重な契機となりました。ご支援とご協力いただいた関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

（法教育委員会委員　市川 知明）

サマースクール2026～過去最多の応募者数！～

８月６日(木)、「サマースクール2026」が、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、当会の共催により開催されました。

近年、認知度・人気が高まっており、募集枠48名のところ、過去最多の201名の応募がありました（昨年は約170名)。そこで当選者を増員し、当日は60名強の生徒が参加しました。

午前企画では「裁判所及び検察庁の施設見学」「座談会」「法曹三者とのディベート企画」が実施され、午後企画では「模擬裁判を通じた評議」が実施されました。

「裁判所及び検察庁の施設見学」では、裁判官、検察官の仕事内容の説明を受け、普段入ることのできない施設内部を見学し、生徒からは貴重な経験になったとの感想が多く寄せられました。

「座談会」では、法曹三者がパネリストとなり、生徒からの質問に回答しました。生徒からは「どうすれば法曹になれるのか」「法曹を志したきっかけは」など多くの質問がなされ、皆、パネリストの回答に熱心に耳を傾けていました。

「法曹三者とのディベート企画」では、予め設定されたテーマについて、生徒と法曹三者がディベート対決を行いました。従前、弁護士との対戦のみでしたが、裁判所と検察庁の協力のもと、昨年から法曹三者との対戦となっており、生徒たちは、裁判官・検察官・弁護士との対戦を真剣に楽しんでいました。

午後は、全体を中学生と高校生の２組に分け、実際の法廷を使用して模擬裁判を行い、生徒たちは、裁判官・検察官・弁護人の各役になりきり、証人尋問や被告人質問などを体験しました。その後の評議では、被告人の犯人性や証人の供述の信用性などについて活発に議論していました。

アンケートでは「今回の経験を通じて、法曹を志すことを決意した」といった声も寄せられており、サマースクールの意義を改めて実感するとともに、今後もよりよいイベントとなるよう準備していきたいと思いました。

（法教育委員会委員　兼島　俊）

編集後記

この度、編集委員になりました小川と申します。法教育活動をより多くの方々に知っていただけるように、センターニュースを皆さまと一緒に作っていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（小川　香）

法教育編集委員

Law-Related Education

細貝　嘉満	青木　康郎	田丸　明子
河野　隆行	服部　知之	村上　貴久
大木秀一郎	松浦ひとみ	伊藤　真哉
岩崎　健太	鈴木　翔	小川　香

神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- **裁判傍聴会**　弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- **出前授業**　弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- **模擬裁判**　皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通９神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045−211−7711　FAX 045−211−7718
受付時間　月～金　午前9時～12時　午後1時～5時

ホームページにアクセス！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ(https://www.kanaben.or.jp)にアクセス！